

群馬県立農林大学校評価実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、学校教育法に基づき、群馬県立農林大学校（以下「大学校」という。）学校評価の実施について定める。

(学校評価の方法)

第2 学校評価は、大学校の内部評価委員会が自ら行う評価（以下「自己評価」という。）と、その結果を基に外部評価委員会が行う評価とする。

(大学校評価シートの作成)

第3 大学校長は、教育活動その他の学校運営の状況について、毎年度重点方針、評価項目等を設定した大学校評価シートを作成するものとする。

(内部評価委員会の設置)

第4 大学校の内部評価を実施するため、内部評価委員会を設置する。

2 委員は、校長、副校長、教授、次長及び教務係長をもって構成し、校長が主宰する。

(自己評価)

第5 内部評価委員会は、大学校評価シートに基づき当該年度の達成目標である評価項目についての達成状況を自己評価する。

(外部評価委員会の設置)

第6 大学校が実施した内部評価の結果を踏まえた評価を行い、教育・研修活動その他の学校運営に関する協議を行うため外部評価委員会を設置する。

2 委員は、大学校後援会、同窓会、県内農業高校代表、農林業実践者代表、学識経験者等から構成し、校長が選任する。委員長及び副委員長は互選とし、その任期は校長の選任の日から1年とし、再選を妨げない。

(外部評価委員会への報告)

第7 大学校長は、大学校の教育・研修その他学校運営の状況及び自己評価の結果等について外部評価委員会へ報告するものとする。

(外部評価委員会からの聴取)

第8 大学校長は、外部評価委員会から、外部評価の結果及び学校運営に関する意見を聴取するものとする。

2 大学校長は、外部評価委員会からの意見を基に改善に努めるものとする。

(公表)

第9 大学校長は自己評価の結果、外部評価の結果及び意見について、大学校のホームページへの掲載等適切な方法により公表するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、大学校評価に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

この要領は平成25年4月1日から施行する。

この要領は令和5年4月1日から施行する。

この要領は令和8年4月1日から施行する。